

平成24年度「早寝早起き朝ごはん」モデル地域助成事業要綱

平成24年4月27日

「早寝早起き朝ごはん」全国協議会

1. 趣旨

子どもの基本的な生活習慣の定着を図り、「早寝早起き朝ごはん」運動の取組をより一層促進させるため、各地域に助成を行い、全国のモデルとなる地域づくりを行う。

2. 事業の実施者

- (1)原則として都道府県、市町村を単位とし、事業を実施するための体制が整っている団体。
- (2)上記(1)のほか「早寝早起き朝ごはん」全国協議会(以下、「全国協議会」という。)が適切と認めたもの。

3. 事業内容

子どもの基本的な生活習慣の定着を図ることを目的に、地域のニーズや必要に即した内容であること。

(例)

- ①親子及び子ども対象の集団宿泊活動、ラジオ体操などの早朝イベント、朝食イベントの開催等
- ②保護者及び指導者向け研修会の開催
- ③普及啓発資料の発行等

4. 申請の受付及び助成対象の選考

- (1)支援を希望する団体は、全国協議会が定めた期限までに所定の申請書類(別添様式1から3まで)を全国協議会事務局宛に提出すること。
- (2)提出された申請書類は、全国協議会が審査し、本事業において助成の対象とする団体(以下、「助成団体」という。)及び助成額を決定する。

5. 実施期間

- (1)全国協議会が助成団体の助成額を決定した翌日から、本事業の完了日(同年度の3月22日までの期間内)とする。
- (2)助成事業は、単年度とする。

6. 事業の実施

- (1) 助成団体は、協議会が定める期日までに完了報告書(別添様式4)、収支精算報告書(別添様式5)、実施報告書(別添様式6)を全国協議会に提出すること。
- (2) 助成団体は、本事業の実施において、申請書類に記載した内容を変更する必要がある時には、全国協議会に速やかに報告し、必要な指示を受けること。
- (3) 全国協議会は、必要に応じて、助成団体の運営状況及び助成金の経理状況について調査を行うことができる。

7. 助成額等

(1) 助成額

一助成団体当たり100万円程度とする。

なお、本事業は、全国協議会からの助成額に、助成団体の自己負担額等を加えて実施することができる。

(2) 本事業において支出可能な経費

ア 諸謝金

講師等の謝金

イ 旅費

講師等の旅費(なお、事業参加者の交通費は自己負担とする)

ウ 通信運搬費

講師、参加者等へ郵送代

エ 借料及び損料

事業で使用する会場借料

オ 消耗品費

事業に必要な教材費、教材の印刷費等

カ その他経費

事業実施にあたり全国協議会が必要と認めたもの。

※上記以外の経費が発生する場合は、事前に全国協議会に相談すること。

(3) 助成金の支給

ア 全国協議会から助成団体への助成金の支給は、事業完了の日より10日以内、または当該年度の末日までのいずれか早い時期に完了報告書、収支精算書、実績報告書の提出を受け、その検査を行い、助成額を確定した後に行う。

イ ただし、全国協議会が必要と認めた場合には、助成団体に対して助成金の概算払を行うことができる。助成団体が、概算払を希望するときは、所定の申請書類(別添

様式8)を全国協議会に提出し、審査を受けること。全国協議会は、審査の結果を助成団体に通知する。

8 その他

- (1) 助成団体は、本事業が「早寝早起き朝ごはん」全国協議会の支援によるものであることを明記すること。
- (2) 全国協議会は、助成団体が、以下のいずれかの状態にあると判断したときには、本事業の契約解除、助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。
 - ① 助成団体が本要綱に反したとき
 - ② 助成団体が公序良俗に反したとき
 - ③ 助成団体が事業の遂行が困難であると、全国協議会が判断したとき
- (3) 事業で得られた成果物2部を全国協議会へ提出すること。また、本助成事業であることを明記すること。
- (4) 当事業で発生した著作権については、助成団体の著作物とするが、全国協議会における事業及び普及啓発活動等で使用できるものとする。
- (5) この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、全国協議会が別に定める。

「早寝早起き朝ごはん」全国協議会事務局

〒151-0052 東京都渋谷区代々木神園町3番1号

国立オリンピック記念青少年総合センター内

電話番号 03-6407-7767(直通)

FAX番号 03-6407-7699